

移動等円滑化評価会議 中部分科会 設置要綱

(組織)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 9 1 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 2 条の 4 に基づき国土交通省において設置された移動等円滑化評価会議の下に、中部地域における移動等円滑化の進展状況を把握、及び評価するため、中部分科会(以下「分科会」という)を設置する。

(役割)

第 2 条 分科会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 中部地域内の移動等円滑化の進展状況の把握・評価
- (2) 中部地域内の事業者・施設設置管理者・自治体等による先進的な取組の情報提供等
- (3) その他必要な事項

(委員・分科会長)

第 3 条

- (1) 分科会の委員は、移動等円滑化に係る施策に関し知見を有する者で構成する。
- (2) 分科会に、分科会長を置く。
- (3) 分科会長は、事務局が選出し、委員の承認をもって決定する。
- (4) 分科会長は、分科会を招集し、議事その他の会務を総理する。

(事務局)

第 4 条 事務局は、中部運輸局交通政策部 バリアフリー推進課 及び中部地方整備局企画部企画課に設置する。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関するその他必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附則

この設置要綱は、令和元年 7 月 1 日から適用する。

この設置要綱は、令和 3 年 6 月 30 日から改正する。

【令和3年6月30日現在】

移動等円滑化評価会議 中部分科会 委員名簿

中部大学 工学部都市建設工学科 磯部友彦 教授  
日本福祉大学 健康科学部福祉工学科 村井裕樹 准教授

社会福祉法人 A J U自立の家  
社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会  
公益財団法人 愛知県老人クラブ連合会  
社会福祉法人 名古屋ライトハウス  
特定非営利活動法人 子育て支援のNPOまめっこ  
特定非営利活動法人 愛知県精神障害者家族会連合会  
愛知県障害者スポーツ指導者協議会  
社会福祉法人 愛知県盲人福祉連合会  
公益社団法人 静岡県聴覚障害者協会  
一般財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会  
特定非営利活動法人 伊勢志摩バリアフリースーツアーセンター  
特定非営利活動法人 UDほっとねっと  
福井市ボランティア連絡協議会  
福井市身体障害者福祉連合会

東海旅客鉄道 株式会社  
中部国際空港 株式会社  
中部鉄道協会  
中部バス協会（公益社団法人 愛知県バス協会）  
中部タクシー協会連合会（名古屋タクシー協会）  
東海北陸旅客船協会

愛知県  
静岡県  
岐阜県  
三重県  
福井県  
名古屋市  
静岡市  
浜松市